

経 済 産 業 省

20200331製局第5号
令和2年4月7日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年3月31日付け警察庁丙組組企発第148号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年3月31日付け外務省告示第103号及び第104号により、タリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 148 号
令和 2 年 3 月 31 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 137）

この度、別添のとおり「先進主要 7 箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 31 日付け外務省告示第 103 号）及び「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件」（令和 2 年 3 月 31 日付け外務省告示第 104 号）により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名…アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件

○外務省告示第百四号
アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表（令和元年十一月外務省告示第二百四号により改正）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日
外務大臣 茂木 敏充
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>[1. ～34. 略]</p> <p><u>【アメリカ合衆国が平成二十三年九月十五日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者で、カナダが資産凍結等の措置を実施した一団体】</u></p> <p><u>35. インディアン・ムジャヒディン</u> <u>Indian Mujahideen (IM)</u></p> <p><u>【アメリカ合衆国が平成二十八年六月三十日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち、カナダが資産凍結等の措置を実施した一団体】</u></p> <p><u>36. インド亜大陸のアル・カーイダ</u> <u>al-Qa'ida in the Indian Subcontinent (AQIS)</u></p> <p><u>【アメリカ合衆国が平成三十年二月二十七日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち一団体】</u></p> <p><u>37. ネオ JMB</u> <u>Neo-JMB</u></p>	<p>(別表)</p> <p>[1. ～34. 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	